

【ハンセン病患者・元患者やその家族】

基本方針

〈現状〉

- ハンセン病はらい菌による感染症ですが、現在は感染し発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、治療法が確立しており治る病気であり、遺伝する病気でもありません。しかし、平成8年(1996年)「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン病療養所へ隔離する政策がとられ、回復者、家族への偏見と差別をあおる結果となりました。また、長期間の施設入所や高齢化のため社会復帰が困難な状況にあります。また、患者本人だけではなく家族も差別や偏見にさらされてきた歴史があり、家族らが国に損害賠償を求めた裁判では、国の責任を認めた令和元年(2019年)6月の熊本地裁判決について、国が控訴しないことを決定し、判決が確定しています。
- 本市では、ハンセン病患者等に対する差別、偏見の解消を目指し、正しい知識や理解の普及を図るため広報、ホームページ、マスメディアを活用し広域的な啓発活動を実施しています。また、社会福祉施設、医療機関、学校、企業、宿泊施設等に対する、ポスター・リーフレットの配布や講習会の実施により正しい知識の普及、感染予防、感染者等の人権擁護の啓発など感染症理解への取組を支援しています。

〈課題〉

- ハンセン病回復者が施設を退所し自立した社会生活を送るためには、行政と市民が協力し病気や回復者等に対する偏見や差別意識を解消することに加え、高齢者福祉等の充実も必要となっています。

〈教育及び啓発の方針〉

今後もあらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識などの情報発信により、より多くの市民の理解促進に努め、感染者・患者・回復者等について誤った知識による差別や偏見をなくすとともに、これらの人々を支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。

〈事業の柱〉

- ①ハンセン病に対する正しい理解の醸成

実施計画

〈事業の柱〉

①ハンセン病に対する正しい理解の醸成

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①ハンセン病に対する正しい理解の醸成		
ポスター・リーフレットによる情報提供と相談事業	㊦「ハンセン病を正しく理解する週間」等を利用し、広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、保健所ホームページ、出前講座等を利用して情報発信し、啓発を行う。 ㊧電話や来所による個別相談を実施する。	保健所防疫課

